

## 放送を巡る諸課題に関する検討会 「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ」開催要綱（案）

### 1 背景・目的

我が国の衛星放送は、新たな4K8K実用放送の開始、110度CS放送の高度化の推進などにより、視聴者に高精細、高画質なコンテンツを提供できる環境を整備しつつある。一方で、インターネットによる動画配信サービスについても、4Kをはじめとする高画質コンテンツの充実等により市場が拡大しており、衛星放送を取り巻く環境は大きく変化しつつある。

本ワーキンググループは、「放送を巡る諸課題に関する検討会 放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会」の下に設置される会合として、我が国の衛星放送を取り巻く現状と課題を整理するとともに、放送の高度化に伴う衛星放送の将来的な在り方等について検討することを目的とする。

### 2 名称

本ワーキンググループは「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ」と称する。

### 3 主な検討項目

- (1) 衛星放送を取り巻く現状と課題の整理
- (2) 衛星放送の帯域の有効活用の在り方
- (3) 4K・8K時代における衛星放送の展望
- (4) 衛星放送への新規参入の在り方
- (5) その他

### 4 構成及び運営

- (1) 本ワーキンググループの主査は、放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会長が指名する。本ワーキンググループの構成員及びオブザーバーは、主査が指名する。
- (2) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (3) 主査代理は主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本ワーキンググループを招集する。
- (4) 主査は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) その他、本ワーキンググループの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

## 5 議事の取扱い

- (1) 本ワーキンググループの会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要を認める場合については、非公開とする。
- (2) 本ワーキンググループの会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要を認める場合については、非公開とする。
- (3) 本ワーキンググループの会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

## 6 その他

本ワーキンググループの庶務は、情報流通行政局衛星・地域放送課が関係課と連携して行うものとする。